

雑則規定 2-3	面積、高さ及び階数の算定
吹きさらしの廊下、バルコニー及び屋外階段の床面積の取扱い	
関連条項：法第92条、令第2条第1項	

【内容】

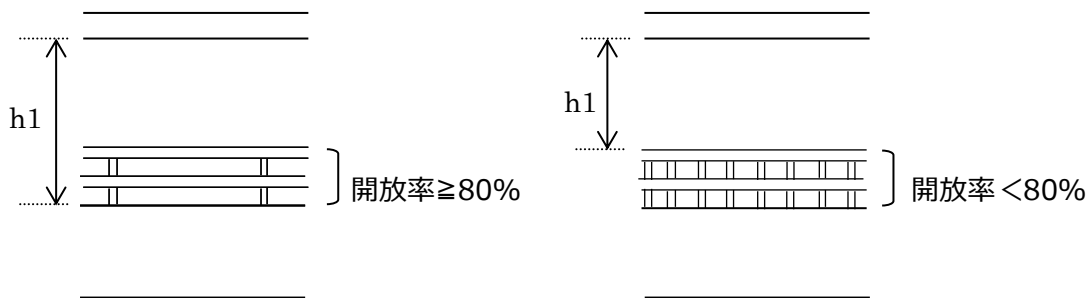
- ・ 吹きさらしの廊下、バルコニー及び屋外階段の床面積の取扱いについては、下図のとおり取り扱う。

(1) 外気に有効に開放されている部分の高さ (h1) の取り方について

「床面積の算定方法について（昭和61年4月30日住指発第115号）」のとおりとするほか、下図のとおり取り扱う。

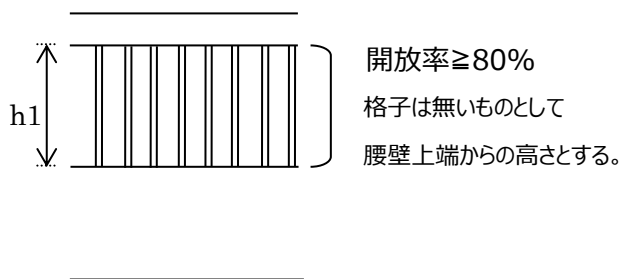
① 腰壁上部に手すりがある場合

- ・ 手摺の開放率が80%以上である場合、h1は腰壁の上端からの高さとする。80%未満である場合、h1は手すりの上端からの高さとする。



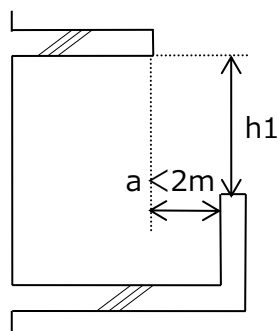
② 格子を設置する場合

- ・ 格子の開放率が80%以上あれば、格子は無いものとして腰壁上端からの高さとする。

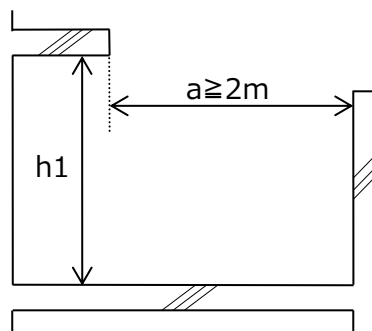


③ 廊下、バルコニーの上部に一部屋根又は庇がない場合

- h1 は下の左図のような場合は腰壁上端から天井面までの垂直距離とする。また、右図のような場合は、屋根又は庇がない部分の幅(a)が2 m以上ある場合は床面から全て開放しているものとする。



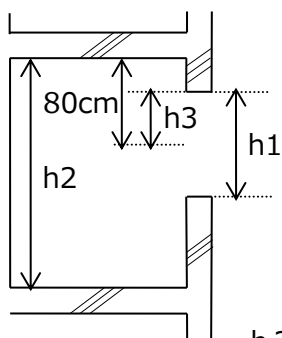
a < 2mの場合



a ≥ 2mの場合

④ 開放されている部分の上端が天井面より下部にある場合

- h1 は下図のとおり腰壁上端開放部分の垂直距離とし、排煙上有効に開放されていること。排煙上有効に開放されているとは、天井から下方 80cm 以内の距離にある開放部分(h3)の面積が当該廊下、バルコニー等の床面積の1 / 50 以上確保されているもの（以下同じ）。

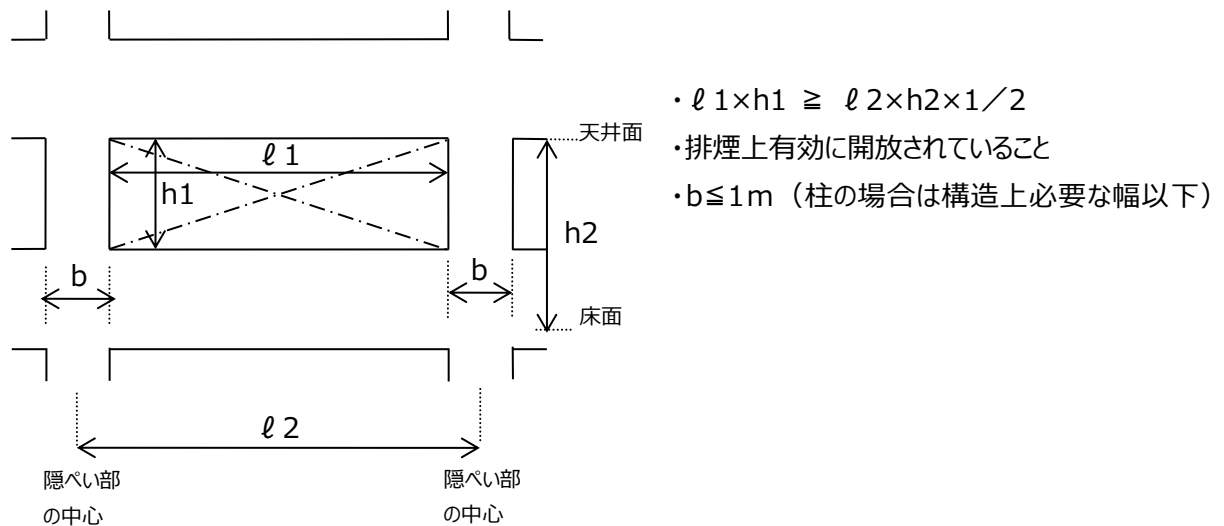


要件：h3 部分の面積 ≥ 廊下、バルコニー等の床面積×1/50

h3：天井から下方 80 cm以内の距離

(2) アウトポール型バルコニーの場合、目隠しパネル等を設置する場合

- ・ アウトポール型バルコニーの場合や、腰壁上に目隠しパネル等を設置する場合で一部隠ぺいされる部分が生じる場合においては、下図に示す $\ell 2$ と $h 2$ の範囲の面積の 50% 以上、かつ、排煙上有効に開放されているれば、当該吹きさらしの廊下及びバルコニーは外気に有効に開放されている部分とみなす。ただし、隠ぺいされる部分の幅は、1 m 以下（柱の場合は構造上必要な幅以下）とするもの。



【参考】

- ・ 床面積の算定方法について（昭和 61 年 4 月 30 日住指発第 115 号）
- ・ 床面積の算定方法の解説（監修：建設省住宅局建築指導課 編集・発行：社団法人 日本建築士事務所協会連合会、社団法人 日本建築士連合会）
- ・ 近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集 02「飾り柱等がある場合のバルコニーの床面積」p 8